

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第59号**

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の一部事務組合又は広域連合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第5号に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の一部事務組合又は広域連合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第5号に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第15条の2に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。